

相続人不存在の被相続人に対する債務の弁済

当社はAに対し借入金債務を負っていますが、先日Aが死亡しました。Aの相続人はすべて相続放棄をしたそうなので、Aの相続人はいないことになり、当社としては、債務を弁済する相手が不明です。この場合、当社の債務は消滅し、弁済をする必要はなくなるのでしょうか。

1. 相続人が存在しない場合の相続財産

財産を有する者が死亡した場合、被相続人に相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は法人とされます（民法951条）。「相続人のあることが明らかでないとき」と規定されていますが、相続人が全員相続放棄をした等相続人がいないことが明らかである場合も含まれます。

相続財産法人について相続財産管理人が選任されると、相続財産管理人は、相続債権者・受遺者に対する請求申出の催告の公告、知れたる債権者への弁済、相続人搜索の公告の手続を進めます。これらの手続後、残余財産がある場合には特別縁故者の請求により、家庭裁判所は相続財産の全部又は一部を分与することができるとされています（同法958条の3）。分与されなかった相続財産は国庫に帰属することになります（同法959条）。

2. 被相続人に対する債務の弁済

相続人の存在が明らかにならない場合は、被相続人に対する債務を弁済する方法として、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立て、相続財産管理人に対して債務の弁済をすることが考えられます。

しかし、債務者が債務の弁済を実行するために自ら相続財産管理人の選任を申し立てるということは、あまり現実的ではありません。

相続財産管理人の選任申立においては、相続財産管理人の事務費用は相続財産の中から支弁されます（同法27条1項、953条）。家庭裁判所は、相続財産管理人と被相続人との関係その他の事情により、相続財産の中から相当な報酬を相続財産管理人に与える場合があります（同法29条2項）。

相続財産をもっては事務費用及び相続財産管理人の報酬に不足する場合は、申立人がこれらの費用を負担することになります。

3. 供託

相続人不存在の被相続人に対する債務を弁済する他の方法としては、法務局に供託をすることが考えられます。

供託は、債権者側の一定の事由によって弁済をなしえない場合に、債務者が債務の目的物を供託することによって債務を免れる制度です。

債務者が弁済のため供託をすることができる要件は、①債権者が弁済の受領を拒んだとき、②債権者が弁済を受領することができないとき、③弁済をすることができる者（以下「弁済者」という）が過失なく債権者を確知することができないときと規定されています（同法494条）。

①債権者が弁済の受領を拒んだときは、弁済者が適法な提供をしたにもかかわらず、債権者がこれに応じなかった場合等をいいます。債権者があらかじめ受領を拒んだとしても、弁済者が適法な提供をして弁済の受領を拒絶された場合でなければ供託によって債務を免れることはできないとされています。

しかし、債権者の拒絶の態度が極めて強く、たとえ弁済者が提供しても受領しないであろうことが明瞭な場合には、例外的に提供をなさずに供託をすることができるとされます。

②債権者が弁済を受領することができないときとしては、交通途絶により債権者が履行場所に現れない、債権者が不在である等の事実上の障害がある場合と、弁済受領者の行為能力に問題があるにもかかわらず法定代理人が選任されていないような法律上の障害がある場合とがあります。

③弁済者が過失なく債権者を確知することができないときは、客観的には債権者が存在するものの、弁済者が通常の注意を払っても債権者が誰であるかを知り得ない場合をいいます。

そのような場合としては、例えば、債権が二重に譲渡された場合で、いずれの譲受人も確定日付ある証書を得ていない場合、譲渡禁止特約のある債権が譲渡された場合等があります。

4. 相続財産たる債権の場合

債権者について相続が開始し、通常の調査をしても相続人が誰であるか明らかでない場合は、③弁済者が過失なく債権者を確知することができないときとして、供託をすることができると解されます。

相続人がすべて相続放棄をした等相続人不存在で、相続財産管理人が選任されていない場合は、②債権者が弁済を受領することができないとき、又は③弁済者が過失なく債権者を確知することができないときとして、供託をすることができると解されます。

判例は、相続財産たる金銭債権は、可分債権であり、相続人の相続分により分割されるので、各相続人に法定相続分に応じて帰属するとの立場ですが、遺言による相続分指定や特別受益者がいる場合があり各相続人の相続分は不明ですので、この場合も供託を認める必要があるという理由から、債権者に相続人がいること及び相続人が誰であるか明らかな場合であっても、③弁済者が過失なく債権者を確知することができないときとして、供託をすることができるとする見解もあります。

5. 当社のすべき対応

Aの相続人が存在しないからといって、当社の借入金債務が消滅するわけではありません。

Aに対する債務につき、既に消滅時効が完成しているような場合は別として、Aに相続人のあることが明らかでなく、相続財産管理人が選任されていない場合は、当社としては、遅滞に陥るのを免れるため、過失なく債権者を確知することができない子とを理由として、供託をすべきものと考えられます。